

仕 様 書

1 件名

平成 31 年度国際スポーツ大会後を見据えた観光 PR 業務の委託（海外におけるテレビ CM 放映を中心としたプロモーション）

2 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

3 事業目的

東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、東京 2020 大会の開催と、さらにその先を見据え、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業はその一環として、平成 26 年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）を活用しつつ、東京 2020 大会に向けて世界中から東京に注目が集まる機会を最大限に活かしたテレビ CM を中心としたプロモーションを実施し、大会後の訪問にもつながる訪都外国人旅行者の増大を図ることを目的とする。

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) クリエイティブディレクターによる監修

上記ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが、テレビ CM 用に制作される映像全般（原版完成後、媒体の放送規格に沿うよう変換される映像も含む）に渡って監修・確認を行う。事業の実施にあたり、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携しながら事業を進めること。

5 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、東京の魅力が海外で的確に伝わるよう、次項 5（2）以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

- イ 次項5(2)～(4)業務に関しては、東京で開催される東京2020大会やラグビーワールドカップ等のビックイベント(関連する事前イベント含む)を意識した設計とすること。
- ウ 受託者は各事業の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団(以下、「TCVB」という。)の承認を得ること。
- エ 業務の詳細についてTCVBと協議の上決定し、進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。
- オ 事業に係る一切の経費(機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、翻訳費、各種データ費等)は、全て事業費に含むものとする。
- カ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVBに提出すること。
- キ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ク 東京都が平成31年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

(2) 全世界をターゲットとしたテレビCM放映

ア 放送局

テレビCMが全世界に放送されるよう、世界規模の国際ニュース情報ネットワーク等や、地域広域ネットワーク局等、複数の放送局を組み合わせ、多くの人々に効果的な訴求が可能となるよう提案を行うこと。なお、提案に際しては、各地域で想定される視聴国数および視聴者数(視聴可能世帯数×視聴率の推定値でも可)を明確にすること。

イ 放送地域

放送する地域は、欧州、中東、アフリカ、アジア、オセアニア、中南米、北米とすること。なお、特に北米、欧州を重点地域として企画すること。

ウ 放送する映像

TCVBが別途支給する映像素材を各局の規格に適合したデータに変換しテレビCMとして放送すること。また、放送する各国の事情により支給する映像に修正が必要な場合はそれを行うこと。なお、委託費には修正に関する費用を含むものとする。

エ 放送する映像の変更

契約期間中に複数回、放送する映像を変更する必要があるためその都度対応すること。また、映像をテレビCMとして放送できるよう各局の規格に適合したデータに変換すること。

オ 放送数

30秒スポットCMを朝・夜(プライムタイム)を含む時間帯で集中的に、全世界に合計で7,000本以上またはそれ同等の放送をすること。地域ごとの放送回数や放送時期・時間帯については東京で開催されるビックイベントの時期も考慮した上で最も効果的な露出となるよう調整することとし、放送局ごとのプライムタイム比率をあわせて記載すること。

カ 放送期間

放送期間は平成32年(2020年)3月末までとすること。放送枠や放送日、放送回数等を含め、事前にTCVBの承認を受けること。

キ 露出の最適化

放送局、放送地域、放送期間、放送数については各地域の市場特性や TCVB が実施する他の事業を踏まえ、TCVB の承認を受けて決定すること。また、露出の調整にあたっては、本事業または CM を放送するテレビ局が独自に制作、放送する「東京に関する番組」と連動した枠での CM 放送となるよう、心がけること。

ク 調整業務等

放送局を含めた関係者との調整等、放送に要する一切の業務を行うこと。

(3) エディトリアル番組制作・放映

ア 概要

「3 事業目的」を踏まえ、世界的な放送メディアの企画・制作力を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を訴求するエディトリアル番組を英語で制作し、放映すること。

イ エディトリアル番組

提案に際しては、放送媒体名、番組尺、放送回数、想定視聴国数及び視聴者数、番組テーマ等の番組案概要を記載すること。放送媒体については、上記 5 (2) で CM を放送する媒体局との連動が望ましく、オンラインでの提案も可とする。

番組内容は、海外からの観光客にとって魅力となりうる東京の観光スポットや、東京でできる観光体験内容等を取りあげ、海外クリエイターの視点を取り入れ、編集・制作すること。また、4 (1) の実施コンセプトを踏まえた内容であることが望ましい。映像にナレーションや字幕を用いることは可能とし、複数のテーマによる複数本の制作も可能とする。

ウ 権利関係

制作物（番組映像含む）は、アイコン公式サイト等での紹介他、TCVB が出展する海外旅行博等での活用などの目的による 2 次利用が可能であることが望ましい。2 次利用が可能な場合、その利用範囲及び期限等を可能な限り提案書に記載すること。またエディトリアル番組については放映開始後、当該制作映像のデータを（mp4 形式等）を速やかに TCVB に納品すること。

(4) 媒体連動施策

上記 5 (2)、(3) に関して、テレビ放送以外に媒体の特性やプラットフォームを生かして最大限効果的に訴求できる施策（紙媒体、オンライン、イベント等）を実施すること。提案に際しては、媒体名、想定リーチ数や目標値、ターゲット、概要等を記載すること。

コンテンツを制作する場合は、コンセプトをデザイン等も含めて提案すること。内容については、4 (1) の実施コンセプトを踏まえたものであることが望ましい。制作物の権利関係は、5 (3) ウ及び 7 を参照の上、2 次利用が出来るものについては、その範囲及び期限を可能な限り提案書に記載すること。

(5) 効果測定および報告

上記 5 (2) (3) で指示する業務及び、5 (4) の提案については、施策による効果（アイコンの認知度や訪都意欲の向上等）を把握する具体的な効果測定方法を提案すること。その際は調査対象国および 1 カ国あたりのサンプル数を明確にすること。また、測定結果を報告書にまとめ、TCVB に提出すること。

5 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A 4 で作成し紙 4 部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7 制作物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記 (1) (2) (3) (4) の規定は、「6 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すると。

(2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記

「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者はTCVBであるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 本事業は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (7) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。